

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
江戸川河川事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 江戸川管内 I P 伝送装置更新（その 2）工事
工事地名	江戸川河川事務所管内

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 3月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 2月
2) 事務所名	江戸川河川事務所 防災対策課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2026041003	1 4) 単価適用年月	2026年 4月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 4月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川維持工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	206日間 自 令和 8年 5月 9日 (当初) 至 令和 8年11月30日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	千葉県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	松戸地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	江戸川本川	2 2) 処 分 費 等	0
		2 3) 公 告 日	令和 8年 3月11日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

設計内訳書

工事名	R 7江戸川管内 I P 伝送装置更新（その2）工事（当 初）					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	電子応用設備(機器単体)		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
電子応用設備(機器単体)			式	1		12,713,000			
高度情報化設備			式	1		12,713,000			
情報伝送設備			式	1		12,713,000			
I P 伝送装置		L2-SW 固定型タイプB	台	1	1,530,000	1,530,000			単-1号
I P 伝送装置		L2-SW 固定型タイプC	台	1	878,000	878,000			単-2号
I P 伝送装置		L2-SW 耐環境型	台	9	577,000	5,193,000			単-3号
1000BASE-X インタフェース(SFP)		ギガビットイーサネット短距離インタフェース	枚	18	284,000	5,112,000			単-4号
機器単体費			式	1		12,713,000			
電子応用設備			式	1		2,160,080			
高度情報化設備工			式	1		828,080			
情報伝送設備設置工			式	1		828,080			
IP伝送装置据付調整		L2-SW 固定型タイプB	台	1	51,800	51,800			単-5号

設計内訳書

工事名	R 7 江戸川管内 I P 伝送装置更新（その2）工事 (当 初)					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	電子応用設備(機器単体)		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
IP伝送装置据付調整		L2-SW 固定型タイプC	台	1	51,800	51,800			単-6号
IP伝送装置据付調整		L2-SW 耐環境型	台	9	51,800	466,200			単-7号
IP伝送装置撤去		L2-SW 撤去(再使用)	台	11	23,480	258,280			単-8号
システム・インテグレーション			式	1		1,300,000			
システム・インテグレーション			式	1		1,300,000			
システム・インテグレーション			式	1		1,300,000			内-1号
工場製品輸送工			式	1		32,000			
輸送工			式	1		32,000			
輸送(電気)			式	1		32,000			内-2号
直接工事費			式	1		2,160,080			
共通仮設費			式	1		249,260			
共通仮設費			式	1		15,260			

設計内訳書

工事名	R 7 江戸川管内 I P 伝送装置更新（その2）工事（当 初）					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	電子応用設備(機器単体)		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
技術管理費			式	1		15,260			
電気通信施設資産管理用データ作成				1	15,260	15,260			単-9号
共通仮設費（率計上）			式	1		234,000			
純工事費			式	1		2,409,340			
現場管理費			式	1		1,122,000			
機器間接費			式	1		5,054,000			
技術者間接費			式	1		2,738,000			
機器管理費			式	1		2,316,000			
工事原価			式	1		8,585,340			
一般管理費等			式	1		2,041,660			
工事価格			式	1		23,340,000			
消費税相当額			式	1		2,334,000			

設計内訳書

工事名	R 7江戸川管内 I P 伝送装置更新（その2）工事（当 初）					事業区分	電気通信設備		
						工事区分	電子応用設備(機器単体)		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
工事費計		式	1		25,674,000				

一式当たり内訳書

システム・インテグレーション
第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
システム・インテグレーション	各種 31.46人/各種 0人/各種	各種	1	1,300,000	1,300,000			
合 計					1,300,000			

一式当たり内訳書

輸送(電気)

第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00000002000

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
輸送費 (電気)	32000円/台	台	1	32, 000	32, 000			
合 計					32, 000			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00000002000	
単一1号	I P 伝送装置	L2-SW 固定型タイプB	単位	台	数量	1	単価	1, 530, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費（台）		1530000円/台 機器製作及び据付・調整を行う	台	1	1, 530, 000	1, 530, 000		
計						1, 530, 000		
単価						1, 530, 000	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00000002000	
単一2号	I P 伝送装置	L2-SW 固定型タイプC	単位	台	数量	1	単価	878, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費（台）		878000円/台 機器製作及び据付・調整を行う	台	1	878, 000	878, 000		
計						878, 000		
単価						878, 000	円／台	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00000002000	
単一3号	I P 伝送装置	L2-SW 耐環境型	単位	台	数量	1	単価	577, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費（台）		577000円/台 機器製作及び据付・調整を行う	台	1	577, 000	577, 000		
計						577, 000		
単価						577, 000	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00000002000	
単一4号	1000BASE-X インタフェース(SFP)	ギガビットイーサネット短距離インタフェース	単位	枚	数量	1	単価	284, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費（枚）		284000円/枚 機器製作及び据付・調整を行う	枚	1	284, 000	284, 000		
計						284, 000		
単価						284, 000	円／枚	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00000002000	
単一5号	IP伝送装置据付調整	L2-SW 固定型タイプB	単位	台	数量	1	単価	51, 800
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
I Pネットワーク装置据付		L A Nスイッチ（L 2 S W・L 3 S W）ボックス型 新設 補正なし	台	1	23, 480	23, 480		
I Pネットワーク装置調整		L A Nスイッチ（L 2 S W・L 3 S W）ボックス型 補正なし	台	1	28, 320	28, 320		
計						51, 800		
単価						51, 800	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00000002000	
単一6号	IP伝送装置据付調整	L2-SW 固定型タイプC	単位	台	数量	1	単価	51, 800
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
I Pネットワーク装置据付		L A Nスイッチ（L 2 S W・L 3 S W）ボックス型 新設 補正なし	台	1	23, 480	23, 480		
I Pネットワーク装置調整		L A Nスイッチ（L 2 S W・L 3 S W）ボックス型 補正なし	台	1	28, 320	28, 320		
計						51, 800		
単価						51, 800	円／台	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00000002000	
単一7号	IP伝送装置据付調整	L2-SW 耐環境型	単位	台	数量	1	単価	51, 800
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
I Pネットワーク装置据付		L A Nスイッチ（L 2 S W・L 3 S W）ボックス型 新設 補正なし	台	1	23, 480	23, 480		
I Pネットワーク装置調整		L A Nスイッチ（L 2 S W・L 3 S W）ボックス型 補正なし	台	1	28, 320	28, 320		
計						51, 800		
単価						51, 800	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00000002000	
単一8号	IP伝送装置撤去	L2-SW 撤去(再使用)	単位	台	数量	1	単価	23, 480
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
I Pネットワーク装置据付		L A Nスイッチ（L 2 S W・L 3 S W）ボックス型 撤去(再使用) 補正なし	台	1	23, 480	23, 480		
計						23, 480		
単価						23, 480	円／台	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00000002000

単一9号	電気通信施設資産管理用データ作成		単位		数量	1	単価	15, 260
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	電気通信技術員		人	0. 55	27, 744	15, 259. 2		
	計					15, 259. 2		
	単価					15, 260	円／	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00000002000	
	機器単体費（台）	1530000円/台 機器製作及び据付・調整を行う	単位	台	数量	1	単価	1, 530, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費			台	1	1, 530, 000	1, 530, 000		
計						1, 530, 000		
単価						1, 530, 000	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00000002000	
	機器単体費（台）	878000円/台 機器製作及び据付・調整を行う	単位	台	数量	1	単価	878, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費			台	1	878, 000	878, 000		
計						878, 000		
単価						878, 000	円／台	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00000002000	
	機器単体費（台）	577000円/台 機器製作及び据付・調整を行う	単位	台	数量	1	単価	577, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費			台	1	577, 000	577, 000		
計						577, 000		
単価						577, 000	円／台	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 04 2026. 04 1. 000-00000002000	
	機器単体費（枚）	284000円/枚 機器製作及び据付・調整を行う	単位	枚	数量	1	単価	284, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
機器単体費			枚	1	284, 000	284, 000		
計						284, 000		
単価						284, 000	円／枚	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00000002000

	I Pネットワーク装置据付	L A Nスイッチ（L 2 S W ・ L 3 S W）ボックス型 新設 補正なし	単位	台	数量	1	単価	23, 480
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電気通信技術者			人	0. 34	41, 310	14, 045		
電気通信技術員			人	0. 34	27, 744	9, 432		
諸雑費（まるめ）			式	1		3		
計						23, 480		
単価						23, 480	円／台	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00000002000

	I Pネットワーク装置調整	L A Nスイッチ（L 2 S W ・ L 3 S W）ボックス型 補正なし	単位	台	数量	1	単価	28, 320
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電気通信技術者			人	0. 41	41, 310	16, 937		
電気通信技術員			人	0. 41	27, 744	11, 375		
諸雑費（まるめ）			式	1		8		
計						28, 320		
単価						28, 320	円／台	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00000002000

	I Pネットワーク装置据付	L A Nスイッチ（L 2 S W ・ L 3 S W）ボックス型 撤去(再使用) 補正なし	単位	台	数量	1	単価	23, 480
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
電気通信技術者			人	0. 34	41, 310	14, 045		
電気通信技術員			人	0. 34	27, 744	9, 432		
諸雑費（まるめ）			式	1		3		
計						23, 480		
単価						23, 480	円／台	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00000002000

	システム・インテグレーション	各種 31.46人/各種 0人/各種	単位	各種	数量	1	単価	1,300,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	S I 電気通信技術者		人	31.46	41,310	1,299,612		
	S I 電気通信技術員		人	0	27,744	0		
	諸雑費（まるめ）		式	1		388		
	計					1,300,000		
	単価					1,300,000	円／各種	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 04
歩掛使用年月	2026. 04
労務調整係数	1. 000-00000002000

	輸送費（電気）	32000円/台	単位	台	数量		単価	
						1		32, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	貨物自動車運送料金（電気）		台	1	32, 000	32, 000		
	計					32, 000		
	単価					32, 000	円／台	

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	2,160,080	直接工事費	2,160,080	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		32,000				
管理費区分 1		0（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分 2， 7		0（工場原価）				
管理費区分 5		0（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分 9		32,000（間接費非対象額）				
管理費区分 T		0（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）				
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		2,128,080	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		2,128,080		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		9.01 %		0 %		
施工地域等補正		1.2	ICT施工補正	1		
率（補正後）		11.03 %（10.81% × 週休1.02）				
計上額		234,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	2,160,080		
非対象額計（－）	32,000				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2、7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	32,000	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	0 %				
計上額	0		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	15,260				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	15,260
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					249,260

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	2,409,340	単独（追加工事）直接工事費	2,160,080	単独（追加工事）共通仮設費	249,260
非対象額計（一）	32,000				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	32,000	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	2,377,340	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	2,377,340		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	41.67 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.1				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	47.22 %（45.84% × 週休1.03）		0 %		
計上額	1,122,000		0		0
			607,864（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

機器間接費

(1) 技術者間接費

技術者労務費	311,432
電気通信技術者	186,307
電気通信技術員	125,125
技術者間接費率	170 %
技術者間接費	529,434
SI技術者労務費	1,299,612
SI電気通信技術者	1,299,612
SI電気通信技術員	0
SI技術者間接費率	170 %
SI技術者間接費	2,209,340
技術者間接費計上額	2,738,000

(2) 機器管理費

機器単体費	12,713,000
機器製作及び据付調整を行う場合【補正係数1.0】	12,713,000
機器製作のみ行う場合【補正係数0.5】	0
機器を支給（据付調整のみ）【補正係数0.5】	0
機器管理費対象外	0
機器管理費対象額	12,713,000
機器管理費率（補正前）	18.22 %
補正係数	1
機器管理費率（補正後）	18.22 %
機器管理費計上額	2,316,000
機器間接費計上額	5,054,000

一般管理費等（当初）

事務所名 江戸川河川事務所 防災対策課

工事番号 2026041003

第 0 回変更

発注年月 令和08年03月

契約区分

単年度（繰越を含む）の分任官

主工種

河川維持工事

工事原価	8,585,340				
純工事費	2,409,340	現場管理費	1,122,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
機器間接費	5,054,000	工場製作原価	0		
非対象額計（一）	32,000				
管理費区分9	32,000	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	8,553,340	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	8,553,340	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	8,553,340				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	23.91 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	2,041,660				
業務委託料等	0				
調査基準価格	23,056,000				
調査基準価格の100/110	20,960,000	（ 89.8 %）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 江戸川管内 I P 伝送装置更新（その 2）工事

国土交通省 関東地方整備局
江戸川河川事務所 防災対策課

工事数量総括表

工事名	R 7 江戸川管内 I P 伝送装置更新（その2）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
電子応用設備(機器単体)		式		1		
高度情報化設備		式		1		
情報伝送設備		式		1		
I P 伝送装置	L2-SW 固定型タイプB	台		1		
I P 伝送装置	L2-SW 固定型タイプC	台		1		
I P 伝送装置	L2-SW 耐環境型	台		9		
1000BASE-X インタフェース(SFP)	ギガビットイーサネット短距離インタフェース	枚		18		
機器単体費		式		1		
電子応用設備		式		1		
高度情報化設備工		式		1		
情報伝送設備設置工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 江戸川管内 I P 伝送装置更新（その 2）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
IP伝送装置据付調整	L2-SW 固定型タイプB	台		1		
IP伝送装置据付調整	L2-SW 固定型タイプC	台		1		
IP伝送装置据付調整	L2-SW 耐環境型	台		9		
IP伝送装置撤去	L2-SW 撤去(再使用)	台		11		
システム・インテグレーション		式		1		
システム・インテグレーション		式		1		
システム・インテグレーション		式		1		
工場製品輸送工		式		1		
輸送工		式		1		
輸送(電気)		式		1		
直接工事費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 江戸川管内 I P 伝送装置更新（その2）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
技術管理費		式		1		
電気通信施設資産管理用データ作成				1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
機器間接費		式		1		
技術者間接費		式		1		
機器管理費		式		1		
工事原価		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 江戸川管内 I P 伝送装置更新（その2）工事						（ 当 初 ）	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要	
一般管理費等			式		1			
工事価格			式		1			
消費税相当額			式		1			
工事費計			式		1			

R 7 江戸川管内 I P 伝送装置更新 (その 2) 工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 機器単体費 -----	12, 713, 000
(2) 直接工事費 -----	2, 160, 080
(3) 共通仮設費 -----	249, 260
(4) 純工事費 -----	2, 409, 340

(2) + (3)

(5) 現場管理費 -----	1, 122, 000
(6) 工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0
(7) 機器間接費 -----	5, 054, 000
(8) 工事原価 -----	8, 585, 340

(4) + (5) + (6) + (7) + (8)

(9') 一般管理費等 (計上額) -----	2, 041, 660
(10') その他費目計 -----	0
(11) 業務委託料等 -----	0

(18) 工場製作原価 ----- 0

((9) 一般管理費等 (計算額) 2, 048, 524)

(12) 工事価格 -----	23, 340, 000
-------------------	--------------

(1) + (8) + (9') + (10') + (11) (万円未満切り捨て)

(13) 消費税相当額 -----	2, 334, 000
---------------------	-------------

(14) 請負工事費 -----	25, 674, 000
--------------------	--------------

(12) + (13)

(15) 入札書比較価格 -----	23, 340, 000
----------------------	--------------

(請負工事費の100/110)

(16) 調査基準価格 -----	23, 056, 000
---------------------	--------------

(17) 調査基準価格の100/110 -----	20, 960, 000
-----------------------------	--------------

(工事契約：万円未満切り捨て 製造製作契約：円未満切り捨て)

R 7 江戸川管内 I P 伝送装置更新（その 2）工事

特記仕様書

令和 8 年 3 月

国土交通省 関東地方整備局

江戸川河川事務所

第 1 章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、電気通信設備工事共通仕様書（令和7年3月改定）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第3条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者（以下、「専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。なお、詳細な運用は「監理技術者制度運用マニュアル」による。）
 - （1）各工事の請負金額が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。
 - （2）工事現場間の距離は、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。
 - （3）下請次数は3次までであること。
 - （4）現場に連絡員（※）を配置していること。

※連絡員とは、監理技術者又は主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者をいう。

※土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。

- (5) 施工体制を確認出来る情報通信技術の措置を講じていること。
- (6) 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に備え置いていること。
- (7) 現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。
- (8) 監理技術者又は主任技術者が兼務できる工事数は2件までであること。なお、専任特例2号の場合の監理技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。
(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

- 2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする」とされていることから、施工体制に留意すること。
- 3. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者として配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - 1) 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）
- 4. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者として兼務する事となった場合、第1項(3)～(6)について施工計画書、施工体系図等へ記載し、提出すること。
- 5. 本工事において、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第5条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

- 1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。
 - (1) 建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事

と兼務することは出来ない。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。))については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

(5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は関東地方整備局管内の工事ではない。

(6) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(7) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合は、以下の書類を提出すること。

1) 監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど)

2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類(監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料(いずれも写し可))

3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(CORINSの写し)

4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。

5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第6条 現場代理人

現場代理人について工事現場における常駐を要しない期間については、「工事請負契約書の運用基準について」(平成22年9月6日付国地契第20号)による。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第7条 設計製作体制等

本工事の設計製作体制等については、受注者自らの体制、ならびに設備の製作を他社に委託

する場合の体制を下記の様式に記載し、契約後速やかに監督職員に提出し、完成図書に綴るものとする。

- (1) 設備の製作に係る設計管理、工程管理、検査・試験に関する体制（別紙－2）

第8条 コリنز（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）
4. 共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。
起点 千葉県野田市宮崎134 緯度 35° 57' 23" 経度 139° 52' 19"
終点 千葉縣市川市上妙典地先 緯度 35° 40' 57" 経度 139° 56' 47"
5. 共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。
記載例

本工事は江戸川河川事務所管内のIP伝送装置の更新を行うものである。

第9条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ◇◇建設株式会社 印
	2006年度 優 国土交通省 土木成績優秀企業 表彰状 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

注意1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意2）所属会社の写真とする。

第10条 調査・試験に対する協力(低入札価格調査制度調査対象工事について)

1. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化」の追加として下記の調査に協力しなければならない。

- (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- (3) 工事コスト調査(調査結果でも可)に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は江戸川河川事務所のホームページにより公表する。
- (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了した後に、工事成績評点を通知する。

公表資料(別紙様式-0)は以下のとおり。

資料名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表-4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第11条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル(令和7年3月)」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド(令和7年3月)」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」(別紙様式-15)により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第12条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

第13条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月改定）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、本工事で使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）令和7年3月版
国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに監督職員及び受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第14条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う

場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」
(<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>) によるものとする。

第15条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ
<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第16条 ワンデーレスポンスについて

1. この工事はワンデーレスポンス対象工事である。
 - ・「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は、計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告することとする。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ
<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第17条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- （1）本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- （2）受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第18条 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第24条及び共通仕様書共通編1-1-1-

16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第19条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第20条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）

（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第21条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和7年度版）及び、国土交通省電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）（令和6年3月改訂）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）及び、国土交通省電気通信設備工事写真管理基準（案）（令和6年3月）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度等」が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第22条 デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準 令和7年度版（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、<https://www.jcomsia.org/kokuban>。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（令和7年3月）「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条2. に示す黒板情報の電子的記入については、写真管理基準（令和7年3月）「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準（令和7年3月）「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお、納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事

写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第23条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内 容

受注者は快適トイレの設置について、監督職員と協議することとする。

快適トイレを設置する場合は、受注者は現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能
（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法900mm×900mm 以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調整が可能な設備

(17) 小物置き場

(トイレトイレットペーパー予備置き場等)

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事(施工箇所)※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事(施工箇所)※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事(施工箇所)※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。
※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所計上できるものとする。

3. その他

快適トイレを設置しない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第24条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面樋からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について、「道路工事保安施設設置基準（令和6年2月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

第25条 工事中の安全確保

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上となる日を、真夏日とみなす。

② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を、真夏日とする。

③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又は暑さ指数(WBGT)が25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値 (%) = 真夏日率 × 補正係数※

※真夏日補正係数：1.2

第26条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等を使用（印刷、シール）することができる。

・紛失等による認定書の再発行は行わない。

・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第27条 架空線等事故防止対策

1. 施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を

確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。

2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等を取りまとめ、監督職員に報告するものとする。

また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

3. 架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成28年12月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局HP＞河川＞技術情報に掲載している。

(<https://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第28条 環境対策

1. 受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

2. 受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第29条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輛（以下、本工事関係車輛という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県 of ディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証や八都県市確認車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輛を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第30条 交通安全管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第31条 現場環境改善

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとする。

第32条 工期変更

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-16により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和8年11月30日まで

①準備期間	30日間
②後片付け期間	20日間
③雨休率（実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数 実働日数×係数）	1.69

※ 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第33条 工事工程クリティカルパスの共有

本受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカ

ルパスを含む)を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者(「発注者」又は「受注者」)を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官積算)で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第34条 工事工程表の開示試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の工事工程の照合(クロスチェック)を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表(別紙-3)との照合(クロスチェック)を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第35条 週休2日制適用工事(完全週休2日(土日)(受注者希望方式))

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日(土日)を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事(完全週休2日)(受注者希望方式)」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日(土日)の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

①完全週休2日(土日)

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日(以下、「代替休日」という。)を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり閉所した場合に振替前の日を現場閉所を行ったものとみなす。対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

- ①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
- ③官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出

するものとする。

7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乘じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第36条 悪天候等により工期変更が必要となる場合

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、我孫子観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。

2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第37条 個人情報の取り扱いについて

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 66 条第 2 項第 4 号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－4）を発注者に提出しなければならない。

前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことな

ど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第38条 施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は、下記によるものとする。

作業区分	施工区分
昼間作業	すべての工事
夜間作業	なし
昼夜間作業	なし

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

※各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第39条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ② 公共工事等において実用段階に達している技術
- ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
URL <https://www.netis.mlit.go.jp>
- 2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第40条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

2. 本工事において、第39条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第39条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－VE」以外のNETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第41条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声 Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像（実

施状況)を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム(ASP)等に登録して保管する。
(従来の立会資料の管理と同様とする。)

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」(カメラを手に持って歩きながら撮影)での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム(ASP)」、「Web会議システム(teams、zoom等)」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間(日単位)割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日(国不建第578号)」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

(8) 通信環境

遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備は、発注者の費用負担にて行うものとする。

なお、通信環境整備に関する詳細は、監督職員と協議を行うものとする。

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、

監督職員と協議を行うものとする。

第42条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』7.3 検査項目の適応性を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』7.3 検査項目の適応性を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 5 年 3 月 3 日 (国不建第 578 号)』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第 4 3 条 契約後 V E 方式

1. 「V E 提案」とは、契約書第 1 9 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。
2. 受注者が V E 提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
3. 以下の提案は、V E 提案の範囲に含まないものとする。
 - (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - (2) 契約書第 1 8 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。
4. 受注者は、前項の V E 提案を行う場合は、次に掲げる事項を V E 提案書（別紙様式－ 1 ～ 4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) V E 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - (3) V E 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱に関する事項
 - (6) その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項
5. 発注者は、提出された V E 提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
6. 受注者は、前項の V E 提案を契約の締結日より、当該 V E 提案に係る部分の施工に着手する 3 5 日前までに、発注者に提出できるものとする。
7. V E 提案の提出費用は、受注者の負担とする。
8. 提出された V E 提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の

目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

9. VE提案の採否について、原則として、VE提案の受領後14日以内に書面（別紙様式ー5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長出来ることができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
10. VE提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
11. 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
12. 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。
13. VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、VE管理費については、原則として変更しないものとする。
14. 評定の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。
15. 発注者がVE提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第44条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第39条 新技術の活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第45条 総価契約単価合意方式について

1. 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。
2. 共通仕様書第3編3-1-1-2第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。
3. 発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第46条 現場発生品

1. 受注者は、現場発生品を破損させないよう指定された場所に保管することとし、運搬に係る費用を設計変更の対象とする。
2. 監督職員との協議により撤去品を処分することとなった場合は、処分に係る費用を設計変更の対象とする。
3. 受注者は、以下の現場発生品について現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

第47条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務をR7・8江戸川河川事務所管内工事監督支援（その3）業務 関東建設マネジメント（株）に委託している。

また、本工事を担当する現場技術員の氏名は、別途監督職員より通知する。

第48条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を委託する予定である。

また、本工事は施工体制の点検を担当する施工体制調査員は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第49条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改定令和6年12月13日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。

3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム(ASP)により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。
ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第50条 世界的な半導体不足の影響による適切な工期の確保

本工事に使用する電気通信機器について、不測の事態等による入手時期の遅延に伴い工期変更の必要が生じる場合には分任支出負担行為担当官と協議することができる。

第51条 セキュリティに関する事項

1. 機密保持の厳守

受注者は、施工上知り得た機密情報を、施工のために知る必要のある受注者に属する者及び発注者以外に開示、漏洩してはならない。なお、機密保持事項については、工期中はもとより、工事完成後においても有効に存続するものとする。

2. ポリシーの遵守

受注者は、発注者の保有する情報セキュリティポリシー並びに受注者の自社セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

また、発注者の保有する情報セキュリティポリシー及び、これに付随する資料については、その内容を秘密にしなければならない。

3. 損害賠償責任

受注者の責めによりコンピュータウィルス等により発注者の保有するデータ及びネットワークに被害を及ぼした場合、又はセキュリティポリシーが遵守されなかったことに起因する損害等については、受注者の費用負担をもって原状回復を行うものとする。

尚、損害賠償の範囲については発注者と受注者で協議して定めるものとする。

第2章 一般事項

第52条 施工場所

本工事における施工場所は次のとおりとする。

江戸川河川事務所管内

第53条 一般施工

1. 調整に当たっては、熟練した技術者等により機器本来の性能を十分に発揮できるよう入念に行わなければならない。
2. 上記技術者等は、工場又は事業所等から派遣するものとする。
3. 施工にあたっては、工程及び施工方法等について、十分に監督職員と打合せを行い、施工図等を作成するものとする。

第54条 システム停止

受注者は、本工事により既設の情報システム等が影響を受け停止する場合は、停止する1ヶ月前までに監督職員に停止期間、停止設備等について承諾を受けるものとする。

第55条 電気通信設備台帳

電気通信設備台帳等の資料作成は、監督職員の指示により作成し、提出するものとする。

第56条 電気通信施設資産管理用データの作成

本工事は、電気通信施設資産管理用データ作成の対象工事である。

以下に示すとおりデータを作成し、本工事完成時までに電子媒体により監督職員に1部提出するものとする。

なお、データ作成に必要となる「電気通信施設DB（ETAシステム登録用）データ作成要領（案）（受注者用）」及び施設台帳（記入様式）は、契約締結後に受注者に配付するものとする。

1. 提出データ

(1) 施設情報（記入様式）

(2) 写真（全体、銘板、設置状況等、各装置3枚程度）

2. 提出方法

データは、提出前にウイルスチェックを行うものとし、任意のウイルス対策ソフトで、ウイルスパターンが最新化されたものを使用する。

電子媒体には、「使用したウイルス対策ソフト名」「ウイルス定義年月日またはパターンファイル名」「チェック年月日（西暦表示）」を明記するものとする。

第57条 撤去品等の処理

本工事において発生する撤去品等については、監督職員と協議の上、「再生資源の利用の促進に関する法律」（平成12年法律第104号 最終改正平成23年8月30日法律105号）の趣旨に乗っ取り適宜リサイクル処理を施すとともに産業廃棄物として適正に処理するものとする。

産業廃棄物としての処理は「産業廃棄物管理表（マニフェスト）」により適正に管理するものとし、受注者の責において管理表を交付するものとする。また、その写しを監督職員に提示すること。

なお、情報機器類等については初期化を実施し、登録内容が復活できない（記録部をドリル等にて破壊し機能停止）処理を実施すること。

処分等に要する費用は都道府県知事等の許可を受けている運搬及び処分業者からの内訳を監督職員と協議することにより設計変更の対象とする。

第58条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領（令和5年3月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【電気通信設備工事編】（令和6年3月）」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第59条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第60条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第61条 ソフトウェアライセンスの提出

受注者は、サーバやPC端末装置等に市販されているソフトウェア等をインストールした場合は、そのソフトウェアのライセンスキーやプロダクトID等が記載されたライセンス証書や発行証明書等を監督職員に提出するものとする。

第3章 IP伝送設備工

第62条 機器仕様

本工事で設置する各種機器の仕様は、別添「R7江戸川管内IP伝送装置更新（その2）工事 機器仕様書」によるものとする。

第63条 システム・インテグレーション

本工事のシステム・インテグレーションについては、別添「R7江戸川管内IP伝送装置更新（その2）工事 SI仕様書」によるものとする。

第64条 IPアドレス等構成管理情報等の取扱

1. 受注者は、発注者より貸与されたIPアドレス等の構成管理情報に係る関係資料について、その必要が無くなった場合は、直ちに監督職員に返却すること。
2. 本工事によりIPアドレス等の構成管理情報に係る関係資料に追加・修正が必要となった場合は、追加・修正した同情報に係る関係資料を監督職員に提出しなければならない。

3. 受注者は、工事完成時までに、本工事により知り得た IP アドレス等の構成管理情報（追加・修正した同情報に係る関係資料を含む）を全て消去するとともに、それを実施した旨を書面により監督職員に提出しなければならない。

第 4 章 その他

第 6 5 条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第 6 6 条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

①気象庁地震計で震度 4 の地震が発生した場合。

イ) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ) 現場休工期（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工期であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

②気象庁地震計で震度 5 弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工期（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第 6 7 条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

—以上—

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	第 28 条

別紙－2（完成図書用）

設備の製作に係る設計管理、工程管理、検査・試験に関する体制
（工事名：〇〇〇〇工事）

会社名：〇〇〇（株）

項 目		記載する内容
設計管理	設計管理担当部署（自社）	所在地：〇〇県〇〇市〇〇町 名 称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000
	設計管理担当部署 （委託先）	所在地：〇〇県〇〇市〇〇町 名 称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000
工程管理	工程管理担当部署（自社）	所在地：〇〇県〇〇市〇〇町 名 称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000
	工程管理担当部署 （委託先）	所在地：〇〇県〇〇市〇〇町 名 称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000
検査・試験	検査・試験担当部署（自社）	所在地：〇〇県〇〇市〇〇町 名 称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000
	検査・試験担当部署 （委託先）	所在地：〇〇県〇〇市〇〇町 名 称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000
製作場所	製作工場又は製作部署 （自社）	所在地：〇〇県〇〇市〇〇町 名 称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000
	製作工場又は製作部署 （委託先）	所在地：〇〇県〇〇市〇〇町 名 称：〇〇〇〇〇〇 電話番号：00-0000-0000

※ 主たる設備について記載すること。（主たる設備とは、入札説明書の競争参加資格（4）の同種工事の設備で本工事に該当する設備を言う）

※ 各体制については自社の担当部署及びその所在地（詳細な住所）、電話番号を記載すること。

※ 製作を他社に委託した場合は、各体制について自社及び委託先の担当部署及びその所在地、電話番号を記載すること。

※ 委託先は国内に拠点を有することとし、日本語で対応でき、迅速な体制が確保できなければならない。また、提出後に各体制を変更することは特段の理由がないかぎり認めない。

概略工事工程表

工事名：R7江戸川管内I P伝送装置更新（その2）工事

工 種		数 量	パー ティ ー 数	令和8年							備 考
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
準備工		1 式	—								30日
通信設備	機器製作	1 式	—								150日
	機器設置工	1 式	1								20日
後片付け		1 式	—								20日

【凡 例】



出水期



年末年始



実施工程

証明書

工事（業務）名：_____

受 注 業 者：_____

証 明 者：_____ 印

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。

業務については、「管理技術者」が行うものとする。)

R 7 江戸川管内 I P 伝送装置更新（その 2）工事

機器仕様書

令和 8 年 3 月

国土交通省 関東地方整備局

江戸川河川事務所

機器仕様

1. ネットワーク設備

1.1 防災系 L2-SW

本装置は、江戸川河川事務所管内に整備する防災系 L2-SW であり、『IP 伝送装置機器仕様書令和 6 年 3 月 国土交通省』に準拠するものとし、仕様及び数量は下記のとおりとする。

表 防災系ネットワーク設備 数量一覧表

名 称	規 格	数 量	単 位	備 考
1. 防災系 L2-SW	固定型タイプ B	1	台	江戸川河川事務所
2. 防災系 L2-SW	固定型タイプ C	1	台	江戸川河川事務所

1.2 支線系 L2-SW(耐環境型)

本装置は、江戸川河川事務所管内に整備する支線系 L2-SW(耐環境型)であり、仕様及び数量は下記のとおりとする。

1.2.1 L2-SW(耐環境型)

本装置の仕様は、以下の通りとする。

- | | | |
|-----|--------------|--|
| (1) | 構造 | ラックマウント型 EIA 規格対応 |
| (2) | 基本機能 | |
| | a) バックプレーン容量 | 20Gbps 以上 |
| | b) 収容インタフェース | 10/100/1000BASE-T インタフェース 8
1000BASE-X インタフェース (SFP) 2 枚以上実装可能なこと |
| | c) 適合規格 | 10BASE-T : IEEE802.3 に準拠
100BASE-TX : IEEE802.3u に準拠
1000BASE-T : IEEE802.3ab に準拠
1000BASE-X : IEEE802.3z に準拠 |
| (3) | レイヤ 2 スイッチ機能 | |
| | a) パケット転送能力 | 最大 14Mpps 以上 |
| | b) 優先制御 | IEEE802.1p の COS 優先制御が可能であること |

c) VLAN 機能	設定可能数 64 以上 ポート単位に VLAN が設定できること タグ VLAN (IEEE802.1Q) が設定できること
d) 障害迂回	RSTP(IEEE802.1w)
e) マルチキャスト	必要なポートにのみマルチキャストパケットを転送 (IGMP スヌーピング相当機能)
f) その他	ポート単位でのトラフィック制御により大量の BroadCast, MultiCast, UniCast を抑える機能 (Storm Control 相当機能) を有すること
(4) 管理機能	
a) 遠隔制御	Telnet によるリモートアクセス機能
(5) 運用／保守機能	
a) アクセス制限	パスワード等による
b) 設定管理	テキスト形式による構成定義情報の保存、遠隔保守、ログ出力が可能なこと
c) 停電／復電制御	停電時のシャットダウン処理を不要とし、復電時には自動復旧すること
d) 電源部	AC100V 50Hz／60Hz
e) 最大消費電力	100W 以下
f) 動作温度範囲	-20～60℃
(6) セキュリティ	
a)信頼性技術開発	ハードウェアレベルでのチェック機能を持ち、不正なハードウェア・不正なソフトウェアでの起動を防ぐ機能を有すること

1.2.2 1000BASE-X インタフェース (SFP)

本装置の仕様は、『IP 伝送装置機器仕様書令和 6 年 3 月 国土交通省』に準拠するものとする。

表 支線系ネットワーク設備 数量一覧表

名 称	規 格	数 量	単 位	備 考
支線系 L2-SW	耐環境型	9	台	神明堀 坂川分派 北千葉導水路管理センター 新坂川合流 富士川合流 彦成 彦江 谷口 妙典水位観測所
1000BASE-X インタフェース(SFP)	ギガビットイーサネット短距離 インタフェース	18	枚	神明堀 坂川分派 北千葉導水路管理センター 新坂川合流 富士川合流 彦成 彦江 谷口 妙典水位観測所

1.3 ネットワーク設定変更

(1) 概要

R7 江戸川管内 I P 伝送装置更新（その2）工事に伴い、以下に示すネットワーク設備についてコンフィグデータ作成とインストール、動作検証等の設定変更を行う。

なお、設定の変更に要する機材、資材、ソフトウェアの手配と設定調整を設定変更の範囲とする。

(2) 設定変更機器

- ・ 江戸川河川事務所 防災系 L2-SW（更新）×2 台
- ・ 神明堀 支線系 L2-SW（更新）×1 台
- ・ 坂川分派 支線系 L2-SW（更新）×1 台
- ・ 北千葉導水路管理センター 支線系 L2-SW（更新）×1 台
- ・ 新坂川合流 支線系 L2-SW（更新）×1 台
- ・ 富士川合流 支線系 L2-SW（更新）×1 台
- ・ 彦成 支線系 L2-SW（更新）×1 台

- | | |
|----------|-------------------|
| ・彦江 | 支線系 L2-SW（更新）×1 台 |
| ・谷口 | 支線系 L2-SW（更新）×1 台 |
| ・妙典水位観測所 | 支線系 L2-SW（更新）×1 台 |

(3) 変更仕様

a. ネットワーク環境調査および設計

既設ネットワークについて、物理構成、論理構成、機器実装、ポート収容計画、ネットワーク機器のコンフィグファイルの調査を行い、コンフィグデータ作成に必要な IP アドレスの設計、QoS 設計、基本ルーティング等の設計を行う。

b. ネットワーク機器コンフィグデータの作成

上記の設計に基づき既設ネットワーク機器の IP アドレス、QoS 設定、ルーティングテーブル、フィルタリング設定等のデータを作成する。

c. データインストールおよび調整試験

作成したコンフィグデータを既設ネットワーク機器にインストールし、疎通試験およびルーティング・フィルタリング試験を行う。

d. ドキュメント類の作成

最終的な物理的構成図、論理構成図、IP アドレス管理表、機器実装図、ポート収容計画図、コンフィグデータファイルの作成を行う。

—以上—

R 7 江戸川管内 IP 伝送装置更新（その2）工事

S I 仕様書

令和8年3月

国土交通省 関東地方整備局
江戸川河川事務所

第 1 章 総則

第 1 条 適用

江戸川河川事務所管内の IP 伝送装置等の設置（更新）に伴い、以下に示すネットワーク装置についてコンフィグデータ作成・インストールおよび動作検証等の設定変更を行うと伴に、管内のネットワークの設計等を行うものである。

第 2 章 共通事項

第 2 条 システムインテグレーション

システムインテグレーションの作業内容は、以下のとおりとする。

(1) 装置毎の作業内容

① ネットワーク環境調査

ネットワーク等の環境調査を行う。（当該ネットワークの物理構成、論理構成、ネットワーク機器のコンフィグファイル等の調査）

② ネットワーク基本設計

- ・ネットワーク環境調査結果に基づくネットワークの設計を行う。（ネットワークの物理構成図、論理構成図の作成及びアドレス体系、基本ルーティング等の設計）
- ・既設システム及び関連システムとのアドレス体系、基本ルーティング等の整合を図るための設計を行う。

③ コンフィグファイル作成

ネットワーク基本設計に基づき、既設ネットワーク機器の修正コンフィグファイルを作成する。（ネットワーク機器の修正コンフィグファイルは、環境調査で収集したコンフィグファイルの内容を修正、追加データを作成する。）

④ ネットワーク総合動作検証

- ・作成したコンフィグファイルのネットワーク機器へのインストールを行う。（コンフィグデータを機器にインストールして確認する。既設機器については現地においてコンフィグファイルの書き換えを行う。）
- ・インストールしたネットワーク機器単体での動作検証を行う。（ネットワーク機器ともに設定ポートのリンク確認、疎通確認等を行う。）
- ・構築したネットワークの総合的な動作検証を行う。（障害を想定した回線断などを実施した迂回試験、ネットワーク管理装置でのアラーム発報試験を行う。）

⑤ ドキュメント類作成

- ・当該ネットワークの物理構成図、論理構成図及びコンフィグデータファイル等の構成管理台帳、試験成績書等のドキュメント類の作成を行う。

(2) 機能種別毎の作業内容

① ルーティング設計 1（ネットワーク追加/変更の機器台数）

- ・OSPF や STATIC 等の適用するプロトコルの種別や、対象とするネットワークの追加／変更などルーティングの基本設計を行う。

② ルーティング設計 2（ドメイン、エリア設計を実施する機器台数）

- ・ドメインやエリア設計など、ネットワーク全体に関連する設定を実施する。
- ③ VLAN
 - ・VLAN の作成や変更を実施する。
- ④ 冗長化（STP/LAG/VRRP/VSS 等を実施する）
 - ・スパンニングツリーやリンクアグリゲーション、VRRP、VSS 等の回線及び機器冗長化に関わる設定を実施する。
- ⑤ マルチキャスト
 - ・マルチキャストルーティングやPIM-SM、IGMP に関わる設定を実施する。
- ⑥ QoS の制御
 - ・QoS に関わる設定を実施する。
- ⑦ セキュリティの設定1（フィルタリング）
 - ・IP アドレスやポート番号などによるフィルタリングに関わる設定を実施する。
- ⑧ セキュリティの設定2（アドレス変換）
 - ・NAT やNAPT などのアドレス変換に関わる設定を実施する。

第3章 作業範囲

第3条 作業範囲

1. 本工事のシステムインテグレーションの対象作業内容は、別添の数量表（作業区分・機能種別）のとおりとする。
2. ネットワーク環境調査等の結果により、数量表に変更が生じる場合は監督職員と協議するものとする。

—以上—

システムインテグレーション 数量表

単位: (台)

	対象装置数※			機能種別の作業対象数※															
	新設	更新	設定 変更	ルーティング設計1 (ネットワーク追加/ 変更の機器台数)	ルーティング設計2 (ドメインア設計 を実施する機器台数)	VLAN	VRRP / 冗長化 / VSSAG / 等)	マルチキャスト	QoSの制御	セキュリティの設定1 (フィルタリング)	セキュリティの設定2 (アドレス変換)								
	同一場所、 同時作業 台数※※	同一場所、 同時作業 台数※※	同一場所、 同時作業 台数※※	同一場所、 同時作業 台数※※	同一場所、 同時作業 台数※※	同一場所、 同時作業 台数※※	同一場所、 同時作業 台数※※	同一場所、 同時作業 台数※※	同一場所、 同時作業 台数※※	同一場所、 同時作業 台数※※	同一場所、 同時作業 台数※※	同一場所、 同時作業 台数※※	同一場所、 同時作業 台数※※	同一場所、 同時作業 台数※※	同一場所、 同時作業 台数※※	同一場所、 同時作業 台数※※	同一場所、 同時作業 台数※※	同一場所、 同時作業 台数※※	同一場所、 同時作業 台数※※
01 大型L3SW／ルータ(シャーシ型)																			
02 WDM／RPR／MPE(光／マイクロ)																			
03 小型L3SW／ルータ(ボックス型)																			
04 L2SW		11				11													

※ 対象装置数と機能種別の作業対象数は必ずしも一致しない。
※※ 同一場所、同時作業の2台目以降については、0.7とする。